

- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受ける場合に使用します。
- この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

番号

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名)

住所	郵便番号	フリガナ
	電話番号	氏名
フリガナ		フリガナ
氏名		氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> (平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> )	
取得対価の額	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きま。	④ <input type="text"/>	⑤ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>

  

居住開始年月日	㊦ 平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
増改築等の費用の額	㊧ <input type="text"/>
うち居住用部分の金額	㊨ <input type="text"/>

※ ㊧の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊀ 家屋	㊁ 土地等	㊂ 合計	㊃ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① <input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	② <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊄ 住宅のみ	㊅ 土地等のみ	㊆ 住宅及び土地等	㊇ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表の㊀の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	④ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高(付表の㊁の金額) ※連帯債務がない場合には、㊃の金額を書きます。	⑤ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きま。	⑦ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑥×⑦)	⑧ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑥の⑧+㊅の⑧+㊆の⑧+㊇の⑧) ※ ⑨の金額を「6 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」に転記します。				⑨ <input type="text"/>

(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑥欄の金額は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

6 住宅借入金等特別控除額の計算 (次の該当する算式により計算します。)

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
平成13年1月1日から平成18年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ <input type="text"/> 円 × 0.01 =	<input type="text"/> ・平成18年中に居住の用に供した場合 最高30万円 ・平成17年中に居住の用に供した場合 最高40万円 ・平成13年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 最高50万円
平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ <input type="text"/> 円 × 0.0075 =	<input type="text"/> (最高37万5千円)
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨ <input type="text"/> 円 × 0.02 = <input type="text"/>
	⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨ <input type="text"/> 円 × 0.01 + 10万円 = <input type="text"/>
	⑨が2,000万円を超えるとき	⑨ <input type="text"/> 円 × 0.005 + 20万円 = <input type="text"/> (最高35万円)

7 控除証明書の要否

平成19年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

整理欄	住	登	登	契	契	残	確	証	仮	台帳番号一連番号
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署（所得税担当）におたずねください。

提出用

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者（共有者）の氏名		①	②	③	④		
		①	②	③	④		
取得した資産	家屋の取得対価の額	①	/			円	
	各共有者の共有持分	②					—
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額 (① × ②)	③	円	円	円	/	
土地等	土地等の取得対価の額	④	/				円
	各共有者の共有持分	⑤					
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④ × ⑤)	⑥	円	円	円	/	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額 (③ + ⑥)	⑦						
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額	⑧				(A+B+C) 円	
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				/
	連帯債務による当初借入金額	⑪				円	
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫						

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- ※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）
- ※2 ①欄と④欄の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧欄及び⑨欄の⑩の金額と⑪欄の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
  - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
  - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪)	⑭	%	%	%	
※小数点以下第2位まで書きます。					100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭)	⑮	円	円	円	/
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮)	⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署（所得税担当）におたずねください。
- ※2 ⑭欄の割合及び⑯欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の④欄及び⑤欄に転記します。

# 平成 18 年分 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受ける場合に使用します。
- この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

番号

控  
用

○ この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

## 1 住所及び氏名

(共有者の氏名)

住所	郵便番号	フリガナ
	電話番号	氏名
フリガナ		フリガナ
氏名		氏名

## 2 新築又は購入した家屋に係る事項

## 3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>	[平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> ]
取得対価の額	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>
総(床)面積	④ <input type="text"/>	⑤ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>

  

居住開始年月日	⑧ 平成 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
増改築等の費用の額	⑨ <input type="text"/>
うち居住用部分の金額	⑩ <input type="text"/>

※ ⑧の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

## 4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤ 又は (①×①)	⑥ 又は (②×①)	(③×②)	⑦ 又は (④×①)

## 5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑧ 住宅のみ	⑨ 土地等のみ	⑩ 住宅及び土地等	⑪ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表の⑭の割合)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高(付表の⑯の金額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑧と⑨のいずれか少ない方の金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用割合	⑫ ÷ ⑧	⑬ ÷ ⑨	<input type="text"/>	⑭ ÷ ⑪
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑫×⑧)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑫+⑬+⑩+⑭)	<input type="text"/>			⑮ <input type="text"/>

※ ⑮の金額を「6 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑮」に転記します。

(注) ⑫欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑫欄の金額は、次により計算した金額と⑮のいずれか少ない方の金額を書きます。

⑫欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

## 6 住宅借入金等特別控除額の計算 (次の該当する算式により計算します。)

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
平成13年1月1日から平成18年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑮ <input type="text"/> 円 × 0.01	= <input type="text"/> (最高30万円)
平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑮ <input type="text"/> 円 × 0.0075	= <input type="text"/> (最高37万5千円)
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	⑮が1,000万円以下のとき	⑮ <input type="text"/> 円 × 0.02 = <input type="text"/>
	⑮が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑮ <input type="text"/> 円 × 0.01 + 10万円 = <input type="text"/>
	⑮が2,000万円を超えるとき	⑮ <input type="text"/> 円 × 0.005 + 20万円 = <input type="text"/> (最高35万円)

## 7 控除証明書の要否

平成19年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署（所得税担当）におたずねください。

控  
用

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者（共有者）の氏名		①	②	③	④	
		①	②	③	④	
取 得 し た 資 産	家屋の取得対価の額	①	/			円
	各共有者の共有持分	②				円
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額 (① × ②)	③	円	円	円	円
土 地 等	土地等の取得対価の額	④	/			円
	各共有者の共有持分	⑤				円
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④ × ⑤)	⑥	円	円	円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額 (③ + ⑥)		⑦				円
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の自己資金負担額	⑧				(A+B+C) 円
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩			
	連帯債務による当初借入金額	⑪				
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高		⑫				

○ この用紙は「控用」です。申告には、必ず「提出用」を使ってください。

- ※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）
- ※2 ①欄と④欄の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧欄及び⑨欄の④の金額と⑪欄の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
  - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
  - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪)	⑭	%	%	%	%
※小数点以下第2位まで書きます。					100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭)	⑮	円	円	円	円
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮)	⑯				/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署（所得税担当）におたずねください。
- ※2 ⑭欄の割合及び⑯欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の④欄及び⑤欄に転記します。



# 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から5の該当する欄を書き、次に6により住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

## 1 「1 住所及び氏名」欄

「(共有者の氏名)」欄は、新築や購入(以下「新築等」といいます。)した家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合にのみ書いてください。

## 2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、新築等をした家屋を平成11年以後に居住の用に供した場合で、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合にのみ、その先行取得の日を書いてください。

## 3 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。

なお、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、⑩の面積は「⑨×⑨の⑦」とし、⑩の⑦欄は、⑨の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合が同じ場合には、⑨の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{⑥の⑥欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})} \times \frac{\text{⑨の②欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})}}{\text{⑩の②欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})}} \times \text{⑨の⑦欄の割合 ( \quad \quad \%)} = ( \quad \quad \quad \text{円})$$

$$ii \quad \text{⑥の⑥欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})} \times \frac{\text{⑩の②欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})}}{\text{⑩の②欄の金額 ( \quad \quad \quad \text{円})}} \times \text{⑩の⑦欄の割合 ( \quad \quad \%)} = ( \quad \quad \quad \text{円})$$

(4) ⑨欄は、次のiからivに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。

- i 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
- ii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円
- iii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
- iv 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合 … 3,000万円

## 4 「6 住宅借入金等特別控除額の計算」欄

「居住の用に供した日等」及び「住宅借入金等の年末残高の合計額」により区分し、該当する欄の算式により住宅借入金等特別控除額を計算します。

## 5 申告書への転記等

住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金等特別控除に転記します。

また、申告書第二表の「○特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成18年4月13日居住開始)を書きます。

○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書に添付しなければなりません。

ただし、既に平成11年分から平成17年分までにこの控除を受けている方が平成18年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を添付する必要はありません。

○ 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(税務署に用意しています。)を読んでください。

○ 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたずねください。

- ・ 2回以上増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- ・ 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署(所得税担当)におたずねください。